

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ジブチ	タジュラ湾海上輸送力増強計画 のための贈与に関する日本国政府 とジブチ共和国政府との間の 交換公文	タジュラ湾海上輸送力増強計画を実施するために必 要な詳細設計に必要な役務の供与	15,000 千円 H21. 1.15まで	H20. 1.16 アデイス アベバ(エ チオピア) で (同日)	日本側 駒野欽一在ジブチ 大使 (エチオピアにて兼 轄) ジブチ側 イブラヒム・モ ハメド・カミル在エチオ ピア ジブチ大使	H20. 1.29 60号
ジブチ	タジュラ湾海上輸送力増強計画 のための贈与に関する日本国政府 とジブチ共和国政府との間の 交換公文	タジュラ湾海上輸送力増強計画を実施するために必 要な 1. フェリーボートの建造に必要な生産物及び役務の供 与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.のフェリーボート及び上記2.の生産物の輸送 に必要な役務の供与 4. 上記1.のフェリーボートの操作指導に必要な役務の 供与	865,000 千円 (H20年度 378,000 千円) H21. 3.31まで (H21年度 487,000 千円) H22. 3.31まで	H20. 5.19 ジブチで (同日)	日本側 駒野欽一在ジブチ 大使 ジブチ側 ヤナムド・アリ ・ユスフ外務・国際協力 大臣	H20. 6. 2 312号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。